自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

１　目　　的

　保健所に設置されている自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を県内で開催されるイベント等に貸し出すことにより、心停止に陥った参加者の救命率を向上させる。

２　貸出機種

　　ハートスタートＨＳ１（株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン）

３　貸出要件

　　以下の要件を全て満たすこと。

（１）ＡＥＤを使用する者は、医師、看護師、救急救命士又は「普通救命講習Ⅰ」以上の内容の講習の受講者であること。

（２）イベント等は県内の住民を対象に開催されるものであり、かつその主催者は県内の居住者又は事務所が県内に所在する、企業、団体等であること。

４　貸出期間

　　１週間以内（目安）

５　貸出料

　　無料

６　申込書の様式

　　別紙のとおり。

７　その他

（１）貸出期間中にＡＥＤ又はその附属品を毀損又は紛失した場合は、主催者は現物をもって弁償すること。

（２）貸出期間中にＡＥＤを使用した場合、返却に当たって主催者は電極パッドを交換すること。

（３）貸出期間中、ＡＥＤのステータス・インジケータ（機器の右肩のサインで、正常時は黒の砂時計状態で点滅している。）が変化した場合、主催者は機器を使用せず速やかに保健所へ連絡すること。

（４）貸出期間中、使用目的のイベント等以外にＡＥＤを使用することは認められないこと。

（５）貸出期間中にＡＥＤを第三者へ転貸することを禁止すること。

（６）３の（１）にかかわらず、イベント等の開催期間中のＡＥＤの使用者は、「普通救命講習Ⅱ」以上の内容の講習の受講者であることが望ましいことから、主催者の構成員にこれに該当する者がいないイベント等の場合、保健所は主催者に対して当該研修の受講を奨めること。

（７）本要綱上「普通救命講習Ⅰ」及び「普通救命講習Ⅱ」とあるのは、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成５年３月３０日付日消防救第４１号都道府県知事宛消防庁次長通知）の別表１及び別表１の２に掲載されている講習を示す。

（８）ＡＥＤの保管・管理は、健康支援課課長補佐が行うこととする。

（９）この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度、別に定めるものとする。